

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 地域原子力防災協議会

一 内閣総理大臣は、原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県及び当該都道府県と相互に連携協力して原子力災害対策を実施する必要がある都道府県として政令で定める都道府県の区域（以下「対象地域」という。）ごとに、原子力災害に関する地域防災計画（災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）の作成及び第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十八条第一項の規定により同項に規定する災害予防責任者（地方公共団体の長に限る。）が行う防災訓練のうち指定行政機関が参加し、総合的に行うものの実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地域原子力防災協議会」という。）を組織するものとする。

二 地域原子力防災協議会は、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び当該地域原子力防災協議会に係る対象地域を管轄する都道府県知事（当該都道府県の加入する広域連合であつて、原子力災害対策に関する事務を処理するものがある場合にあつては、当該都道府県知事及び当該広域連合の長）又はこれらの指名する職員をもって構成すること。

三 地域原子力防災協議会において協議が調った事項については、地域原子力防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこと。

四 二及び三に定めるもののほか、地域原子力防災協議会の運営に関し必要な事項は、地域原子力防災協議会が定めること。

五 一の協議を行う場合において必要と認められるときは、対象地域を管轄する市町村長又は学識経験のある者の意見を聴くものとする事。

(第六条の三関係)

第二 原子力災害に関する地域防災計画の原子力規制委員会への報告等

一 都道府県防災会議は、原子力災害に関する都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、原子力規制委員会に報告するものとする事。

二 原子力規制委員会は、一により都道府県地域防災計画について報告を受けた場合において、必要があるとき認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができると認めること。

三 原子力災害に関し、市町村防災会議が市町村地域防災計画を、都道府県防災会議の協議会が都道府県

相互間地域防災計画を、市町村防災会議の協議会が市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正したときについて、一及び二と同様とすること。

(第二十八条第一項関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

◎原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針（第六条の二）</p> <p>第一章の三 地域原子力防災協議会（第六条の三）</p> <p>第二章～第七章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針</p> <p>第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項並びに次条第一項及び第二項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針（第六条の二）</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二章～第七章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針</p> <p>第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3〔略〕</p>

第一章の三 地域原子力防災協議会

第六条の三 内閣総理大臣は、原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県及び当該都道府県と相互に連携協力して原子力災害対策を実施する必要がある都道府県として政令で定める都道府県の区域（以下この条において「対象地域」という。）ごとに、原子力災害に関する地域防災計画（災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。次条第一項において同じ。）の作成及び第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十八条第一項の規定により同項に規定する災害予防責任者（地方公共団体の長に限る。）が行う防災訓練のうち指定行政機関が参加し、総合的に行うものの実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「地域原子力防災協議会」という。）を組織するものとする。

2 地域原子力防災協議会は、内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）及び当該地域原子力防災協議会に係る対象地域を管轄する都道府県知事（当該都道府県の加入する広域連合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の広域連合をいう。以下この項において同じ。）であつて、原子力災害対策に関する事務を処理するものがある場合にあつては、当該都道府県知事及び当該広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）又はこれらの指名する職員をもつて

〔新設〕

構成する。

3| 地域原子力防災協議会において協議が調った事項については、地域原子力防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4| 前二項に定めるもののほか、地域原子力防災協議会の運営に関し必要な事項は、地域原子力防災協議会が定める。

5| 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、対象地域を管轄する市町村長又は学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、内閣府令・原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであってはならない。

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、内閣府令・原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二十条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであってはならない。

2～4 [略]

(原子力災害対策本部の組織)

第十七条 [略]

2～8 [略]

9 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域(第十五条第二項第一号に掲げる区域(第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域)をいう。以下同じ。)において、原子力緊急事態解除宣言があった時以後においては原子力災害事後対策実施区域(第十五条第四項第一号に掲げる区域(第二十条第七項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域)をいう。以下同じ。)において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。

10～14 [略]

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、

2～4 [略]

(原子力災害対策本部の組織)

第十七条 [略]

2～8 [略]

9 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域(第十五条第二項第一号に掲げる区域(第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域)をいう。以下同じ。)において、原子力緊急事態解除宣言があった時以後においては原子力災害事後対策実施区域(第十五条第四項第一号に掲げる区域(第二十条第七項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域)をいう。以下同じ。)において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六条第四項の規定は、適用しない。

10～14 [略]

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条第三項及び第四項	〔略〕		第四十条第五項		第四十条第三項	〔略〕	読み替える規定
災害	〔略〕		必要がある	内閣総理大臣	災害	〔略〕	読み替えられる字句
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋	〔略〕	必要がある	内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、当該報告を受けた場合において	内閣総理大臣及び原子力規制委員会	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	〔略〕	読み替える字句

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条第三項及び第四項	〔略〕		〔新設〕		第四十条第三項	〔略〕	読み替える規定
災害	〔略〕		〔新設〕	〔新設〕	災害	〔略〕	読み替えられる字句
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋	〔略〕		〔新設〕	〔新設〕	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	〔略〕	読み替える字句

2 ～ 6 〔略〕	〔略〕	第四十二条第六 項	第四十二条第五 項	
	〔略〕	必要がある	都道府県知事	
	〔略〕	都道府県知事及び 原子力規制委員会 は、当該報告を受 けた場合において 必要がある	都道府県知事及び 原子力規制委員会	然性を含む。）

2 ～ 6 〔略〕	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕	
	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕	
	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕	然性を含む。）